

発委第 8 号

平成 24 年 9 月 21 日

浪江町議会議長 吉田 数博 様

提出者 浪江町議会運営委員会
委員長 鈴木 辰行

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告の
提言の実現を求める意見書 (案)

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条の 2 第 5 項及び会議規則
第 14 条第 3 項の規定により提出します。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告の

提言の実現を求める意見書（案）

去る7月5日、国会事故調査委員会は、衆参両院議長に対し東京電力福島原子力発電所事故に関する報告書を提出した。この中では、もっとも基本的なことを反映したものとして次の7つの提言を示している。

- 提言1：規制当局に対する国会の監視
- 提言2：政府の危機管理体制の見直し
- 提言3：被災住民に対する政府の対応
- 提言4：電気事業所の監視
- 提言5：新しい規制組織の要件
- 提言6：原子力法規制の見直し
- 提言7：独立調査委員会の活用

国会は、事故調査委員会を立ち上げ報告を受けた以上、当然その報告書に沿って行動すべきである。よって、国会は、この7つの提言の実現に向けた実施計画を速やかに策定し、その進捗状況を国民に公表することを強く求めるものである。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

衆議院議長 横路孝弘 殿
参議院議長 平田健二 殿 あて

福島県双葉郡浪江町議会